

契約保証の手続き

契約金額 500 万円以上の工事は、契約金額の 10 分の 1 以上の保証を次のいずれかでご提供いただく必要があります。

- 1 契約保証金の納付（現金保証）
- 2 金融機関の保証
- 3 前払保証事業会社の保証
- 4 損害保険会社の公共工事履行保証証券（履行ボンド）
- 5 損害保険会社の履行保証保険

【1の現金保証の場合】

岡崎市総務部契約（0564-23-6576・6203）まで、事前にお電話をお願いします。
ご連絡の後、納付書を発行いたしますので、契約課（岡崎市役所西庁舎 7F）までお越し下さい。
銀行窓口等でのお支払いになります。

【2～5の保証の場合】

契約時に御連絡するメール記載の「契約情報」を、各機関に提示して手続きを進めてください。
契約保証証券発行後、持参の上、契約課までお越し下さい。 電子保証の提出方法は別途指定有

契約保証の手続きは、落札決定の翌日から 7 日以内（土・日・祝日を除く）をお願いします。

保証期間は、契約日から工期末までです。（着工は、契約日の翌日です）

=== 契約日、工事着手日の例 ===

落札決定日が A 月 2 日（水）で、契約保証の初日を A 月 4 日（金）と設定した場合、契約日は A 月 4 日（金）です。
工事着工日は契約日の翌日です。この場合は土曜日にあたるため、A 月 7 日（月）が工事着工日となります。

契約の手続きは、7 日以内（土日祝日除く）です。

